

板橋区入札監視委員会設置要綱

平成 18 年 3 月 31 日 区長決定

(設置)

第 1 条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号)の趣旨を踏まえ、板橋区(以下「区」という。)が発注する工事について、入札及び契約手続を第三者の立場から審査することにより、その客観性を高めるとともに、公正性、透明性を確保するため、板橋区入札監視委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 区が発注した工事に係る入札及び契約手続の運用状況等について審議を行い、区長にその結果の報告又は審議に基づく意見の具申を行うこと。
- (2) 区が発注した工事の入札及び契約手続に係る利害関係者からの再苦情申立てについて、区長からの依頼を受け審議し、その結果を区長に報告すること。

(構成)

第 3 条 委員会は、委員 5 名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者を区長が委嘱する。

- (1) 学識経験者及び区在住の専門家等のうちから 3 名
- (2) 区内在住在勤又は在学の者で区長が別に定める公募方法による募集に応募した者のうちから選考した者 2 名以内

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 4 条 委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(守秘義務)

第 5 条 委員は、第 2 条に掲げる事項に関して、事務遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第 6 条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 区長は、必要があると認めるときは、会長に委員会の開催を求めることができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者又は関係職員の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

第 7 条 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会の決定により、非公開とすることが

できる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部契約管財課において処理する。

(必要な措置)

第9条 区長は、第2条第1号の規定により委員会が意見の具申を行ったときは、これを尊重し、入札及び契約の適正化のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は総務部長が定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。